

# 令和5年度 農林土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	6	1	<p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は別に定める小規模工事、少額工事においては、「小規模工事事務取扱要領」により記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (使用機械) (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画</p> <p>(9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) 創意工夫等 (16) その他</p>	1	1	1	6	1	<p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は別に定める小規模工事、少額工事においては、「小規模工事事務取扱要領」により記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (主要工種以外は、原則まとめて一式表示) (2) 計画工程表 (主要工種以外は、原則まとめて一式表示) (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (使用機械) (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (段階確認・立会願(計画))</p> <p>(9) 現場閉所計画 (10) 品質証明 (11) 安全管理 (12) 緊急時の体制及び対応 (13) 交通管理 (14) 環境対策 (15) 現場作業環境の整備 (16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (再生資源利用計画、再生資源促進計画、確認結果票) (17) 創意工夫等 (18) その他</p>	施工計画書見直しによる修正
1	1	1	12		<p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約の締結に努めなければならない。</p>	1	1	1	12		<p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</p>	修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	13	2	受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」(令和4年3月16日改正 建業第338号)に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに施工体制台帳確認一覧表を添付して監督員に提出しなければならない。	1	1	1	13	2	受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」(令和5年10月2日改正 建業第130号)に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに施工体制台帳確認一覧表を添付して監督員に提出しなければならない。	更新
1	1	1	15	5	(2) 補助技術者の配置 主任技術者(監理技術者)とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同様以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同様以上の技術者を専任で土木工事の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者(監理技術者)を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐、専門技術者及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。	1	1	1	15	5	(2) 補助技術者の配置 主任技術者(監理技術者)とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同様以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同様以上の技術者を専任で土木工事の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者(監理技術者)を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐、専門技術者及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 品質証明員通知書(補助技術者通知書)を提出する。	様式変更
1	1	1	21	4	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	1	1	1	21	4	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	省令改正
1	1	1	21		(新設)	1	1	1	21	5	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	省令改正
1	1	1	21	5	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	1	1	1	21	6	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。	省令改正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	21		(新設)	1	1	1	21	7	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。	省令改正
1	1	1	21		(新設)	1	1	1	21	8	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と前項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	省令改正
1	1	1	21		(新設)	1	1	1	21	9	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	省令改正
1	1	1	21	6	(略)	1	1	1	21	10	(略)	新規追加に伴う番号修正
1	1	1	21	7	(略)	1	1	1	21	11	(略)	新規追加に伴う番号修正
1	1	1	21	8	(略)	1	1	1	21	12	(略)	新規追加に伴う番号修正
1	1	1	21	9	受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表(マニフェスト)の提出時期等については、事前に監督員と協議するものとする。	1	1	1	21	13	受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表(マニフェスト)等については、事前に監督員と協議するものとする。	マニフェストの提出→提示による修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	30	3	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事内容、工事名、工期（終期日）、時間帯、発注者名及び受注者名、電話番号を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	30	3	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事内容、工事目的、工期（終期日）、時間帯、発注者名及び施工者名、電話番号を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	文言の統一
1	1	1	37	1	受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	37	1	受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規程を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	誤字修正
1	1	1	39	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	39	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	誤字修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	39	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	39	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新
1	1	1	41	1	受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は以下に示すとおりである。  (1) 地方自治法 （令和3年6月改正 法律第82号）  (8) 雇用保険法 （令和3年6月改正 法律第58号）  (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （令和2年3月改正 法律第14号）  (15) 道路交通法 （令和2年6月改正 法律第52号）  (17) 道路運送車両法 （令和3年5月改正 法律第37号）  (22) 港湾法 （令和2年6月改正 法律第49号）  (25) 下水道法 （令和3年5月改正 法律第31号）  (26) 航空法 （令和3年6月改正 法律第65号）  (40) 電気事業法 （令和2年6月改正 法律第49号）	1	1	1	41	1	受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は以下に示すとおりである。  (1) 地方自治法 （令和4年12月改正 法律第104号）  (8) 雇用保険法 （令和4年3月改正 法律第12号）  (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （令和4年3月改正 法律第12号）  (15) 道路交通法 （令和4年4月改正 法律第32号）  (17) 道路運送車両法 （令和4年3月改正 法律第4号）  (22) 港湾法 （令和4年3月改正 法律第7号）  (25) 下水道法 （令和4年5月改正 法律第44号）  (26) 航空法 （令和4年6月改正 法律第62号）  (40) 電気事業法 （令和4年6月改正 法律第74号）	

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
					(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号) (61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号) (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) (67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号) (68) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号) (72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号) (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号) (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号) (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)						(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号) (61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号) (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号) (67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号) (68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号) (72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号) (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号) (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (80) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	
1	1	1	44	1	受注者は、工事契約後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。						受注者は、工事契約後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受け、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。	修正



令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
				(新設)	1	1	1	60	1	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加	
1	2	2	1	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。(以下略)	1	2	2	1	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。(以下略)	改定までの読替え明示		
1	2	3	2	1	掘削工(切土工)とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み・運搬作業を行う。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。 (1) 流用土……自工区で流用する建設発生土をいう。なお、流用土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいう。 (2) (略)	1	2	3	2	1	掘削工(切土工)とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み・運搬作業を行う。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書によるものとする。 (1) 流用土……自工区で流用する建設発生土をいう。なお、流用土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものを <b>仮置土</b> という。 (2) (略)	誤植
1	2	3	2	7	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、 <b>沿道住民</b> に迷惑がかからないように <b>つと</b> めなければならない。	1	2	3	2	7	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、 <b>沿道住民及び道路利用者</b> に迷惑がかからないように <b>努め</b> なければならない。	誤植
1	2	3	3	14	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には <b>沿道住民</b> に迷惑がかからないように <b>つと</b> めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とする。	1	2	3	3	14	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には <b>沿道住民及び道路利用者</b> に迷惑がかからないように <b>努め</b> なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道 <b>路</b> を運搬に利用する場合も同様とする。	誤植
1	2	3	7	2	残土を受入れ地へ運搬する場合には、 <b>沿道住民</b> に迷惑がかからないよう <b>努め</b> なければならない。	1	2	3	7	2	残土を受入れ地へ運搬する場合には、 <b>沿道住民及び道路利用者</b> に迷惑がかからないよう <b>努め</b> なければならない。	誤植
1	2	4	2	7	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を <b>さ</b> けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。(以下略)	1	2	4	2	7	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を <b>さ</b> 避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。(以下略)	誤植



令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	2	4	2	8	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、 <b>沿道住民</b> に迷惑をかけないようにしなければならない。	1	2	4	2	8	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、 <b>沿道住民及び道路利用者</b> に迷惑をかけないようにしなければならない。	誤植
1	2	4	3	15	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には <b>沿道住民</b> に迷惑がかからないように <b>つとめ</b> なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	1	2	4	3	15	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には <b>沿道住民及び道路利用者</b> に迷惑がかからないように <b>努め</b> なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	誤植
1	2	4	4	11	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を <b>さ</b> げなければならない。	1	2	4	4	11	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を <b>避</b> けなければならない。	誤植
1	2	4	4	16	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には <b>沿道住民</b> に迷惑がかからないように <b>つとめ</b> なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	1	2	4	4	16	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には <b>沿道住民及び道路利用者</b> に迷惑がかからないように <b>努め</b> なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	誤植
1	3	1	3		受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	3		受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編） <b>[2017年制定]</b> 」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和4年10月版）					新条文（令和5年12月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	3	2	1		<p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成30年3月）                      土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成30年3月）                      土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）                      国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）                      国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）                      土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）                      公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事（平成29年9月）</p>	1	3	2	1		<p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】〔2017年制定〕（2018年3月）                      土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】〔2017年制定〕（2018年3月）                      土木学会 コンクリートのポンプ施工指針〔2012版〕（平成24年6月）                      国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）                      国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）                      土木学会 鉄筋定着・継手指針〔2020年制定〕（令和2年3月）                      日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事（平成29年8月）</p>	誤植
1	3	3	2	1	<p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第55号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p>	1	3	3	2	1	<p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
1	3	3	2	1	<p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第55号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	1	3	3	2	1	<p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び <b>土木学会規</b> <b>準</b> 「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コン クリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び <b>JSCE-I 502-</b> <b>2013</b> 「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければ ならない。	修正
1	3	6	4	5	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートの ポンプ施工指針 (案) 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の 規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければ ならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベ ヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置 しなければならない。	1	3	6	4	5	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートの ポンプ施工指針 <b>[2012年版]</b> 5章圧送」(土木学会、平成24年6 月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得な なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルト コンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれら を配置しなければならない。	誤植
1	3	6	7	12	(1) 受注者は、排水孔については硬質塩化ビニル管 (VPφ100mm) を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋 戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配 置しなければならない。	1	3	6	7	12	(1) 受注者は、排水孔については硬質 <b>ポリ</b> 塩化ビニル管 (VPφ100 mm)を用い、10㎡に1ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面 の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるよう に配置しなければならない。	誤植
1	3	7	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲 げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設 計編) 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋 コンクリートの前提」(土木学会 <b>平成30年3月</b> )の規定によ る。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 い。	1	3	7	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲 げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設 計編) <b>[2017年制定]</b> 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準 7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会 <b>2018年3月</b> ) の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なけれ ばならない。	誤植
1	3	7	5	9	(2)機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認 項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したう えで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わな なければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本と するが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度 に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	9	(2)機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認 項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したう えで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わな なければならない。また、機械式鉄筋継手工法の <b>信頼度は、土木学会</b> <b>鉄筋定着・継手指針 [2020年制定]</b> ( <b>令和2年3月土木学会</b> )の 信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合 は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																																
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																	
1	3	8	4	4	(新設)	1	3	8	4	4	受注者は、型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。	追加																																
1	3	8	4	5	(新設)	1	3	8	4	5	受注者は、型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画に記載しなければならない。	追加																																
1	3	12	3	1	受注者は、海水の作用を <u>う</u> けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	受注者は、海水の作用を <u>受</u> けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	誤植																																
2	2	3	1	1	(追加)	2	2	3	1	1	JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材)	追加																																
2	2	3	2	3	気象作用を <u>う</u> けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする	2	2	3	2	3	気象作用を <u>受</u> けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	誤植																																
2	2	3	3	6	砕石の品質は、表2-9の規格に適合するものとする。  砕石の品質は、表2-9の規格に適合するものとする。 表2-9 砕石の品質の目標値 <table border="1" data-bbox="295 1005 931 1125"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>用途</th> <th>表層・基層</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表乾比重 (g/cm<sup>3</sup>)</td> <td></td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吸水率 (%)</td> <td></td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>すり減り質量 (%)</td> <td></td> <td>30以下<sup>1)</sup></td> <td>40以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】表層、基層用砕石のすり減り質量試験は、粒径0.25～4.75mmのものについて実施する。 【注2】上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。</p>	項目	用途	表層・基層	上層路盤	表乾比重 (g/cm <sup>3</sup> )		2.45以上	—	吸水率 (%)		3.0以下	—	すり減り質量 (%)		30以下 <sup>1)</sup>	40以下	2	2	3	3	6	砕石の品質は、表2-9の規格に適合するものとする。  砕石の品質は、表2-9の規格に適合するものとする。 表2-9 砕石の品質の目標値 <table border="1" data-bbox="1249 1037 1886 1157"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>用途</th> <th>表層・基層</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表乾比重 (g/cm<sup>3</sup>)</td> <td></td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吸水率 (%)</td> <td></td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>すり減り質量 (%)</td> <td></td> <td>30以下<sup>1)</sup></td> <td>40以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】表層、基層用砕石のすり減り質量試験は、粒径0.25～4.75mmのものについて実施する。 【注2】上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。</p>	項目	用途	表層・基層	上層路盤	表乾比重 (g/cm <sup>3</sup> )		2.45以上	—	吸水率 (%)		3.0以下	—	すり減り質量 (%)		30以下 <sup>1)</sup>	40以下	誤植
項目	用途	表層・基層	上層路盤																																									
表乾比重 (g/cm <sup>3</sup> )		2.45以上	—																																									
吸水率 (%)		3.0以下	—																																									
すり減り質量 (%)		30以下 <sup>1)</sup>	40以下																																									
項目	用途	表層・基層	上層路盤																																									
表乾比重 (g/cm <sup>3</sup> )		2.45以上	—																																									
吸水率 (%)		3.0以下	—																																									
すり減り質量 (%)		30以下 <sup>1)</sup>	40以下																																									

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由																																				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																					
2	2	3	3	9	2	2	3	3	9	誤植																																				
<p>加熱アスファルト混合料、瀝青安定材料（加熱混合）に用いる製鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2-13の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-12 製鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表取面積 (<math>\mu\text{m}^2</math>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり係 (%)</th> <th>水浸膨脹比 (%)</th> <th>エージング 層の厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>240以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】試験方法は、「舗装調査・試験設備規程」を参照する。                  【注2】エージングとは製鋼スラグの乾燥安定化を目的とし、製鋼スラグを乾燥後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）という。</p>					呼び名	表取面積 ( $\mu\text{m}^2$ )	吸水率 (%)	すりへり係 (%)	水浸膨脹比 (%)	エージング 層の厚	750	—	—	60以下	2.0以下	3ヶ月以上	85	240以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上	<p>加熱アスファルト混合料、瀝青安定材料（加熱混合）に用いる製鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2-13の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-12 製鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表取面積 (<math>\mu\text{m}^2</math>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり係 (%)</th> <th>水浸膨脹比 (%)</th> <th>エージング 層の厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>240以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】試験方法は、「舗装調査・試験設備規程」を参照する。                  【注2】エージングとは製鋼スラグの乾燥安定化を目的とし、製鋼スラグを乾燥後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）という。</p>					呼び名	表取面積 ( $\mu\text{m}^2$ )	吸水率 (%)	すりへり係 (%)	水浸膨脹比 (%)	エージング 層の厚	750	—	—	60以下	2.0以下	3ヶ月以上	85	240以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上	
呼び名	表取面積 ( $\mu\text{m}^2$ )	吸水率 (%)	すりへり係 (%)	水浸膨脹比 (%)	エージング 層の厚																																									
750	—	—	60以下	2.0以下	3ヶ月以上																																									
85	240以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上																																									
呼び名	表取面積 ( $\mu\text{m}^2$ )	吸水率 (%)	すりへり係 (%)	水浸膨脹比 (%)	エージング 層の厚																																									
750	—	—	60以下	2.0以下	3ヶ月以上																																									
85	240以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上																																									
2	2	5	5		2	2	5	5		追加																																				
(追加)					JDPA G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号AL1、AL2、ALW																																									
2	2	5	15		2	2	5	15		誤植																																				
<p>鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。                  なお亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量<math>300\text{ g/m}^2</math>以上のめっき鉄線を使用するものとする。                  JIS A 5513 (じゃかご)</p>					<p>鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。                  なお亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき膜厚<math>42\mu\text{ m}</math>以上のめっき鉄線を使用するものとする。                  JIS A 5513 (じゃかご)</p>																																									
2	2	6	1	4	2	2	6	1	4	誤植																																				
<p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。                  また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>					<p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。                  また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>																																									
2	2	6	3	5	2	2	6	3	5	誤植																																				
<p>急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 平成30年10月）の規格に適合するものとする。</p>					<p>急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）<b>[2018年制定]</b> JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 <b>2018年10月</b>）の規格に適合するものとする。</p>																																									

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
2	2	8	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ <a href="#">令和2年12月改正政令第34号</a> ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ <a href="#">令和4年2月改正政令第51号</a> ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	基準類の改定に伴う修正
2	2	8	3			2	2	8	3			誤植
2	2	11	1	9	(1) 直管部 内 面 JIS A 5314 (ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング) 外 面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鑄鉄管)	2	2	11	1	9	(1) 直管部 内 面 JIS A 5314 (ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料) 外 面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鑄鉄管)	基準類の改定に伴う追加
2	2	11	1	9	(2) 異形管部 内 面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) 外 面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) 継手部 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)	2	2	11	1	9	(2) 異形管部 内 面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料) 外 面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDP A Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)	基準類の改定に伴う追加

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
2	2	11	1	9	(新設)	2	2	11	1	9	(3)継手部 JWWA K 139 (水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料) JDDPA Z 2010 (ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	基準類の改定に伴う追加。 番号新設
2	2	13	2		(追加)	2	2	13	2		FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)	基準類の改定に伴う追加
3	1	2	1		適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。  (中略) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)	3	1	2	1	適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。  (中略) 日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について (環境省告示第62号) (令和3年10月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)	改定までの読替え明示  修正	



令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
					(中略) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成30年10月) 厚生労働省 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン (平成27年6月)						(中略) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] (2018年10月) 厚生労働省 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン (平成27年6月) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月)	追加
3	1	3	2	4	(2) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、めっき <b>附着量</b> を両面で <b>275g/㎡</b> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	1	3	2	4	(2) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、めっき <b>膜厚量</b> を両面で <b>42μm</b> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	誤植
3	1	3	2	4	(7)②交通量が非常に多い <b>期間</b>	3	1	3	2	4	(7)②交通量が非常に多い <b>区間</b>	誤植
3	1	3	2	5	(2) 受注者は、めっき <b>附着量</b> をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <b>2種 (HDZT77)</b> の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく <b>2種 (HDZT49)</b> の49μm (膜厚) 以上としなければならない	3	1	3	2	5	(2) 受注者は、めっき <b>膜厚量</b> をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT77の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じくHDZT49の49μm (膜厚) 以上としなければならない	誤植
3	1	3	2	6	(2)⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び根付金具に <b>亜鉛の附着量</b> がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <b>2種 (HDZT49)</b> の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	1	3	2	6	(2)⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び根付金具に <b>めっきの膜厚量</b> がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT49の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	誤植
3	1	3	6	10	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工する <b>表示板</b> については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。	3	1	3	6	10	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工する <b>標示板</b> については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																										
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																											
3	1	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT77) の77 $\mu$ m (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) の63 $\mu$ m (膜厚) 2以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZT49) の49 $\mu$ m (膜厚) 以上としなければならない。	3	1	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その膜厚を、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT77の77 $\mu$ m (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材についてはHDZT63の63 $\mu$ m (膜厚) 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材についてはHDZT49の49 $\mu$ m (膜厚) 以上としなければならない。	誤植																										
3	1	3	7	2	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT49) の49 $\mu$ m (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	3	1	3	7	2	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT49の49 $\mu$ m (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	誤植																										
3	1	3	10	1	受注者は、視線誘導標の施工に当たって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	1	3	10	1	受注者は、視線誘導標の施工に当たって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	読点																										
3	1	3	14	2	(1)(前略) なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	3	14	2	(1)(前略) なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」[2018年制定](土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植																										
3	1	3	14	21	(9) 受注者は、斜坑の場合の鋼杭及びH鋼坑の溶接に当たり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	3	1	3	14	21	(9) 受注者は、斜坑の場合の鋼杭及びH鋼坑の溶接に当たり、自重により継手が引張りを <u>受</u> ける側から開始しなければならない。	誤植																										
3	1	3	24	3	表1-15要求性能の確認方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接部の 溶接部</td> <td>溶接が溶接 されていること</td> <td>JIS Z 3191の試験 法で実施する試験 結果による。かつ、 溶接の溶接部材の 厚さ確認</td> <td>溶接部材の 厚さ確認</td> <td>溶接が溶接 されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	留意事項	溶接部の 溶接部	溶接が溶接 されていること	JIS Z 3191の試験 法で実施する試験 結果による。かつ、 溶接の溶接部材の 厚さ確認	溶接部材の 厚さ確認	溶接が溶接 されていること	3	1	3	24	3	表1-15要求性能の確認方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接部の 溶接部</td> <td>溶接が溶接 されていること</td> <td>JIS Z 3191の試験 法で実施する試験 結果による。かつ、 溶接の溶接部材の 厚さ確認</td> <td>溶接部材の 厚さ確認</td> <td>溶接が溶接 されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	留意事項	溶接部の 溶接部	溶接が溶接 されていること	JIS Z 3191の試験 法で実施する試験 結果による。かつ、 溶接の溶接部材の 厚さ確認	溶接部材の 厚さ確認	溶接が溶接 されていること	基準類の改定に伴う修正
項目	要求性能	確認方法																																				
		試験方法	試験条件	留意事項																																		
溶接部の 溶接部	溶接が溶接 されていること	JIS Z 3191の試験 法で実施する試験 結果による。かつ、 溶接の溶接部材の 厚さ確認	溶接部材の 厚さ確認	溶接が溶接 されていること																																		
項目	要求性能	確認方法																																				
		試験方法	試験条件	留意事項																																		
溶接部の 溶接部	溶接が溶接 されていること	JIS Z 3191の試験 法で実施する試験 結果による。かつ、 溶接の溶接部材の 厚さ確認	溶接部材の 厚さ確認	溶接が溶接 されていること																																		

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																																																																																																
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																																																																	
3	1	3	24	6	表1-15要求性能の確認方法	3	1	3	24	6	表1-15要求性能の確認方法	基準類の改定に伴う修正																																																																																																
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 目次試験項目</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工 場</td> <td>構造</td> <td>{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>200N/㎠以上</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>吸水率特性</td> <td>1.000以下</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>層状性</td> <td>構造体の内部の内部に 空洞および層状性を 有する部分がない</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー成分</td> <td>なし</td> <td>顕微鏡法等法、または XRF法等法</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー含量</td> <td>なし</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仮設試験機関</td> <td>構造</td> <td>{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>200N/㎠以上</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>層状の健全性</td> <td>材料は構造体の内部に 空洞</td> <td>200g/㎡試験 またはXRF法等法 で確認する試験機 によるスレッサー検査 材料検査の手法等</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー成分</td> <td>なし</td> <td>顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー含量</td> <td>なし</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目次試験項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工 場		構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	500箇所以上	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	500箇所以上	吸水率特性	1.000以下	200g/㎡試験	500箇所以上	層状性	構造体の内部の内部に 空洞および層状性を 有する部分がない	200g/㎡試験	500箇所以上	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、または XRF法等法	500箇所以上	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	500箇所以上	仮設試験機関	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	200箇所以上	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	200箇所以上	層状の健全性	材料は構造体の内部に 空洞	200g/㎡試験 またはXRF法等法 で確認する試験機 によるスレッサー検査 材料検査の手法等	200箇所以上	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法	200箇所以上	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	200箇所以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 目次試験項目</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工 場</td> <td>構造</td> <td>{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>200N/㎠以上</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>吸水率特性</td> <td>1.000以下</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>層状性</td> <td>構造体の内部の内部に 空洞および層状性を 有する部分がない</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー成分</td> <td>なし</td> <td>顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー含量</td> <td>なし</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>500箇所以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仮設試験機関</td> <td>構造</td> <td>{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>200N/㎠以上</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>層状の健全性</td> <td>材料は構造体の内部に 空洞</td> <td>200g/㎡試験 またはXRF法等法 で確認する試験機に よるスレッサー検査の 手法等による試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー成分</td> <td>なし</td> <td>顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法</td> <td>200箇所以上</td> </tr> <tr> <td>スレッサー含量</td> <td>なし</td> <td>200g/㎡試験</td> <td>200箇所以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目次試験項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工 場	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	500箇所以上	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	500箇所以上	吸水率特性	1.000以下	200g/㎡試験	500箇所以上	層状性	構造体の内部の内部に 空洞および層状性を 有する部分がない	200g/㎡試験	500箇所以上	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法	500箇所以上	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	500箇所以上	仮設試験機関	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	200箇所以上	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	200箇所以上	層状の健全性	材料は構造体の内部に 空洞	200g/㎡試験 またはXRF法等法 で確認する試験機に よるスレッサー検査の 手法等による試験	200箇所以上	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法	200箇所以上	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験
項目 目次試験項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																								
工 場	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	吸水率特性	1.000以下	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	層状性	構造体の内部の内部に 空洞および層状性を 有する部分がない	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、または XRF法等法	500箇所以上																																																																																																								
	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
仮設試験機関	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	200箇所以上																																																																																																								
	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	200箇所以上																																																																																																								
	層状の健全性	材料は構造体の内部に 空洞	200g/㎡試験 またはXRF法等法 で確認する試験機 によるスレッサー検査 材料検査の手法等	200箇所以上																																																																																																								
	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法	200箇所以上																																																																																																								
	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	200箇所以上																																																																																																								
	項目 目次試験項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																							
工 場	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	吸水率特性	1.000以下	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	層状性	構造体の内部の内部に 空洞および層状性を 有する部分がない	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法	500箇所以上																																																																																																								
	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	500箇所以上																																																																																																								
仮設試験機関	構造	{ 1.1.2.1.1.1.1mm 1.1.2.1.1.1.2mm 1.1.2.1.1.1.3mm 1.1.2.1.1.1.4mm }	200g/㎡試験	200箇所以上																																																																																																								
	引張強度	200N/㎠以上	200g/㎡試験	200箇所以上																																																																																																								
	層状の健全性	材料は構造体の内部に 空洞	200g/㎡試験 またはXRF法等法 で確認する試験機に よるスレッサー検査の 手法等による試験	200箇所以上																																																																																																								
	スレッサー成分	なし	顕微鏡法等法、ま たはXRF法等法	200箇所以上																																																																																																								
	スレッサー含量	なし	200g/㎡試験	200箇所以上																																																																																																								
	3	1	4	5	13	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工に当たり、連続してコンクリートを打込み、レイトンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	1	4	5	13	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工に当たり、連続してコンクリートを打込み、レイトンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	誤植																																																																																															

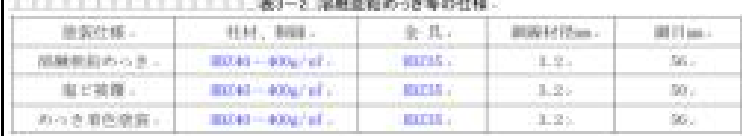
令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																																																				
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																					
3	1	4	5	19	受注者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係わる環境基準について」（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	1	4	5	19	受注者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係わる環境基準」（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正																																																				
3	1	5	1	10	(2) 受注者は、水抜き孔の施工に当たっては、硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3m <sup>2</sup> に1ヶ所の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。	3	1	5	1	10	(2) 受注者は、水抜き孔の施工に当たっては、硬質 <b>ポリ</b> 塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、3m <sup>2</sup> に1ヶ所の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。	誤植																																																				
3	1	5	1	13	受注者は、前第7項の水抜き孔の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、水抜管の裏側に吸出し防止材を設置して、3m <sup>2</sup> に1ヶ所の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して、裏込め材よりの排水を有効に処理できるように配慮するものとする。（以下略）	3	1	5	1	13	受注者は、前第7項の水抜き孔の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き硬質 <b>ポリ</b> 塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、水抜管の裏側に吸出し防止材を設置して、3m <sup>2</sup> に1ヶ所の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して、裏込め材よりの排水を有効に処理できるように配慮するものとする。（以下略）	誤植																																																				
3	1	6	7	4	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、 <b>設計図書に関して監督員と協議のうえ</b> 、混合物の温度を決定するものとする。	3	1	6	7	4	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合 <b>や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で</b> 、混合物の適切な温度を決定するものとする。	追加																																																				
3	2	6	11	6	<p>表1-38 接着剤の規格(鋼板適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">規格値</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>干 燥 残 留 率 ( % )</td> <td>90以上</td> <td>JIS K 6803-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5 00.50 以下</td> <td>JIS K 6803-1,2</td> </tr> <tr> <td>耐 熱 乾 燥 時 間 ( 分 )</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> <tr> <td>抗 風 風 曲 試 験 ( - 10℃, 3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> <tr> <td>基 盤 目 試 験 ( 点 )</td> <td>10</td> <td>JIS K6808</td> </tr> <tr> <td>耐 腐 蝕 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 6804</td> </tr> <tr> <td>塩 水 曝 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】 基盤目試験の判定点は鋼 日本塗料検査協会「塗料の評価基準」の標準判定試験による。</p>	項目	規格値		ゴムアスファルト系	試験法	干 燥 残 留 率 ( % )	90以上	JIS K 6803-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5 00.50 以下	JIS K 6803-1,2	耐 熱 乾 燥 時 間 ( 分 )	90以下	JIS K 6800	抗 風 風 曲 試 験 ( - 10℃, 3mm)	合格	JIS K 6800	基 盤 目 試 験 ( 点 )	10	JIS K6808	耐 腐 蝕 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6804	塩 水 曝 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6800	3	2	6	11	6	<p>表1-38 接着剤の規格(鋼板適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">規格値</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>干 燥 残 留 率 ( % )</td> <td>90以上</td> <td>JIS K 6803-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5 00.50 以下</td> <td>JIS K 6803-1,2</td> </tr> <tr> <td>耐 熱 乾 燥 時 間 ( 分 )</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> <tr> <td>抗 風 風 曲 試 験 ( - 10℃, 3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> <tr> <td>基 盤 目 試 験 ( 点 )</td> <td>10</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> <tr> <td>耐 腐 蝕 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> <tr> <td>塩 水 曝 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 6800</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】 基盤目試験の判定点は鋼 日本塗料検査協会「塗料の評価基準」の標準判定試験による。</p>	項目	規格値		ゴムアスファルト系	試験法	干 燥 残 留 率 ( % )	90以上	JIS K 6803-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5 00.50 以下	JIS K 6803-1,2	耐 熱 乾 燥 時 間 ( 分 )	90以下	JIS K 6800	抗 風 風 曲 試 験 ( - 10℃, 3mm)	合格	JIS K 6800	基 盤 目 試 験 ( 点 )	10	JIS K 6800	耐 腐 蝕 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6800	塩 水 曝 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6800	誤植
項目	規格値																																																															
	ゴムアスファルト系	試験法																																																														
干 燥 残 留 率 ( % )	90以上	JIS K 6803-1,2																																																														
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5 00.50 以下	JIS K 6803-1,2																																																														
耐 熱 乾 燥 時 間 ( 分 )	90以下	JIS K 6800																																																														
抗 風 風 曲 試 験 ( - 10℃, 3mm)	合格	JIS K 6800																																																														
基 盤 目 試 験 ( 点 )	10	JIS K6808																																																														
耐 腐 蝕 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6804																																																														
塩 水 曝 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6800																																																														
項目	規格値																																																															
	ゴムアスファルト系	試験法																																																														
干 燥 残 留 率 ( % )	90以上	JIS K 6803-1,2																																																														
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5 00.50 以下	JIS K 6803-1,2																																																														
耐 熱 乾 燥 時 間 ( 分 )	90以下	JIS K 6800																																																														
抗 風 風 曲 試 験 ( - 10℃, 3mm)	合格	JIS K 6800																																																														
基 盤 目 試 験 ( 点 )	10	JIS K 6800																																																														
耐 腐 蝕 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6800																																																														
塩 水 曝 露 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 ( 点 )	8以上	JIS K 6800																																																														

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																																																																																																		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																																																																			
3	1	10	7	2	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <b>つと</b> め被害を与えないようにしなければならない。	3	1	10	7	2	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <b>努</b> め被害を与えないようにしなければならない。	誤植																																																																																																		
3	1	10	15	5	受注者は、トンネル換気設備の設置に当たり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時 <b>に</b> 対応についても考慮した設備としなければならない。	3	1	10	15	5	受注者は、トンネル換気設備の設置に当たり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時 <b>へ</b> の対応についても考慮した設備としなければならない。	誤植																																																																																																		
3	1	12	3	1	<p>表1-58 □P<sub>1</sub>値と手取温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>3000</th> <th>3500</th> <th>3800</th> <th>4000</th> <th>4200</th> <th>4500</th> <th>4800</th> <th>5000</th> </tr> <tr> <th>掘削内径(φmm)</th> <th>3000</th> <th>3500</th> <th>3800</th> <th>4000</th> <th>4200</th> <th>4500</th> <th>4800</th> <th>5000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> </tr> <tr> <td>25心径を25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> </tr> <tr> <td>25心径を18以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> </tr> </tbody> </table>	工種	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000	掘削内径(φmm)	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000	25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	25心径を25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	25心径を18以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	3	1	12	3	1	<p>表1-58 □手取温度の標準を適用する場合のP<sub>1</sub>の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>3000</th> <th>3500</th> <th>3800</th> <th>4000</th> <th>4200</th> <th>4500</th> <th>4800</th> <th>5000</th> </tr> <tr> <th>掘削内径(φmm)</th> <th>3000</th> <th>3500</th> <th>3800</th> <th>4000</th> <th>4200</th> <th>4500</th> <th>4800</th> <th>5000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> </tr> <tr> <td>25心径を25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> </tr> <tr> <td>25心径を18以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> </tr> </tbody> </table>	工種	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000	掘削内径(φmm)	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000	25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	25心径を25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	25心径を18以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	誤植								
工種	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000																																																																																																						
掘削内径(φmm)	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000																																																																																																						
25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下																																																																																																						
25心径を25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下																																																																																																						
25心径を18以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下																																																																																																						
工種	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000																																																																																																						
掘削内径(φmm)	3000	3500	3800	4000	4200	4500	4800	5000																																																																																																						
25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下																																																																																																						
25心径を25以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下																																																																																																						
25心径を18以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下	0.24以下																																																																																																						
3	1	12	3	1	<p>表1-60 主要部材の完全溶込みの検査割合と手取の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材の種類</th> <th rowspan="2">1.検査ロットをグループ分けする場合のロットサイズの最大個手取</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th rowspan="2">超音波探傷試験検査率</th> </tr> <tr> <th>試験枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製部材</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> <td rowspan="6">手取全長を2割とする。</td> </tr> <tr> <td>圧入部材</td> <td>0</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧入フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応力に直交方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応力に平行方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製鋼管</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製を含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】検査手取の特性や用途により、検査長さの割合は放射線透過試験の50%に対して、超音波探傷試験では手取の全長としている。</p>	部材の種類	1.検査ロットをグループ分けする場合のロットサイズの最大個手取	放射線透過試験		超音波探傷試験検査率	試験枚数	検査長さ	鋼製部材	1	1枚(鋼製を含む)		手取全長を2割とする。	圧入部材	0	1枚(鋼製を含む)		引張フランジ	1	1枚(鋼製を含む)		0	1枚(鋼製を含む)		圧入フランジ	1	1枚(鋼製を含む)		0	1枚(鋼製を含む)		応力に直交方向の継手	1	1枚(鋼製を含む)		0	1枚(鋼製を含む)		応力に平行方向の継手	1	1枚(鋼製を含む)		0	1枚(鋼製を含む)		鋼製鋼管	1	1枚(鋼製を含む)			3	1	12	3	1	<p>表1-60 主要部材の完全溶込みの検査割合と手取の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材の種類</th> <th rowspan="2">1.検査ロットをグループ分けする場合のロットサイズの最大個手取</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th rowspan="2">超音波探傷試験検査率</th> </tr> <tr> <th>試験枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製部材</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> <td rowspan="6">手取全長を2割とする。</td> </tr> <tr> <td>圧入部材</td> <td>0</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧入フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応力に直交方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応力に平行方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製鋼管</td> <td>1</td> <td>1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】検査手取の特性や用途により、検査長さの割合は放射線透過試験の50%に対して、超音波探傷試験では手取の全長としている。</p>	部材の種類	1.検査ロットをグループ分けする場合のロットサイズの最大個手取	放射線透過試験		超音波探傷試験検査率	試験枚数	検査長さ	鋼製部材	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		手取全長を2割とする。	圧入部材	0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		引張フランジ	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		圧入フランジ	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		応力に直交方向の継手	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		応力に平行方向の継手	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		鋼製鋼管	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)			追加
部材の種類	1.検査ロットをグループ分けする場合のロットサイズの最大個手取	放射線透過試験		超音波探傷試験検査率																																																																																																										
		試験枚数	検査長さ																																																																																																											
鋼製部材	1	1枚(鋼製を含む)		手取全長を2割とする。																																																																																																										
圧入部材	0	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
引張フランジ	1	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
圧入フランジ	1	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
応力に直交方向の継手	1	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
応力に平行方向の継手	1	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
鋼製鋼管	1	1枚(鋼製を含む)																																																																																																												
部材の種類	1.検査ロットをグループ分けする場合のロットサイズの最大個手取	放射線透過試験		超音波探傷試験検査率																																																																																																										
		試験枚数	検査長さ																																																																																																											
鋼製部材	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)		手取全長を2割とする。																																																																																																										
圧入部材	0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
引張フランジ	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
圧入フランジ	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
応力に直交方向の継手	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
応力に平行方向の継手	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
	0	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												
鋼製鋼管	1	1枚(鋼製又は鋳鋼を含む)																																																																																																												

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
3	1	12	3	1	(11)⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。(以下略)	3	1	12	3	1	(1)⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。(以下略)	誤植
3	1	12	3	1	(12)  (以下略)	3	1	12	3	1	(12)  (以下略)	誤植
3	1	12	7	1	(1)②受注者は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	3	1	12	7	1	(1)②受注者は、めっき膜厚量を両面で42μm以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	誤植
3	1	12	7	1	(2)② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上としなければならない。	3	1	12	7	1	(2)② 受注者は、めっき膜厚量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) HDZT77の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じくHDZT49の49μm (膜厚) 以上としなければならない。	誤植
4	3	10	2	9		4	3	10	2	9		誤植
4	5	9	12	1	受注者は、支承工の施工について、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	9	12	1	受注者は、支承工の施工について、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
4	8	3	12		受注者は、腰ブロックの水抜孔の施工に当たり、硬質塩化ビニル管 (VPφ40mm) を1m <sup>2</sup> に1箇所程度の割合で設置しなければならない。	4	8	3	12		受注者は、腰ブロックの水抜孔の施工に当たり、硬質ポリ塩化ビニル管 (VPφ40mm) を1m <sup>2</sup> に1箇所程度の割合で設置しなければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
5	1	2	1		(前略) 土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (維持管理編) (平成30年3月) 日本治山治水協会 治山技術基準解説 (総則・山地治山編) (令和2年5月)	5	1	2	1		(前略) 土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (維持管理編) [2022年制定] (2023年3月) 林野庁 治山技術基準 (総則・山地治山編) (令和5年5月)	誤植更新
5	1	4	1	1	本節は、鋼製治山ダム工における工場製作工、作業土工 (床掘り・埋戻し)、鋼製枠ダム本体工、鋼製バットレスダム本体工、鋼製スリットダム本体工、側壁工、間詰工、洗掘防止対策、現場塗装工、その他これらに類する工種について定める。	5	1	4	1	1	本節は、鋼製治山ダム工における工場製作工、作業土工 (床掘り・埋戻し)、鋼製ダム本体工、鋼製側壁工、間詰工、洗掘防止対策、現場塗装工、その他これらに類する工種について定める。	基準類の見直し
5	1	4	3	1	鋼材の種類、形状及び寸法は、設計図書に示すものとし、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、第2編材料編の規定による。	5	1	4	3	1	材料については、第3編 1-12-2 材料の規定による。	森林整備保全工事共通仕様書の表記に統一
5	1	4	3	2	受注者は、鋼材搬入時に部材数量及び部材ナンバーを納入書と照合しなければならない。また、必要に応じて品質証明書 (ミルシート)、溶接証明書を監督員に提出しなければならない。						(削除)	
5	1	4	1		鋼製枠ダム本体工	5	1	4	1		鋼製治山ダム本体工	同上
5	1	4	5	1	(略)	5	1	4	5	1	(略)	県土木工事共通仕様書 (森林整備保全工事共通仕様書も同じ) の表記に統一
5	1	4	5	2	受注者は、鋼製枠工の基礎を設計図書に基づき、所定の深さ及び形状で施工しなければならない。	5	1	4	5	2	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第5編 1-3-3 コンクリート治山ダム本体工の規定による。	
5	1	4	5	3	受注者は、ボルトとナットの頭の向きを使用箇所それぞれ同じ方向にしなければならない。またナットが外れてもボルトが抜けることがないように取り付けなければならない。	5	1	4	5	3	受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。	
5	1	4	5	4	受注者は、すべてのボルト点検を行った後、中詰めを行うが、中詰め材は隙間が少なくなるように確実に詰めなければならない。なお、スクリーン部分については、スクリーン間隙より大きな中詰石を詰め、中詰石がはみ出さないようにしなければならない。	5	1	4	5	4	受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。	
5	1	4	5	5	受注者は、最上部水平フレームの下端まで石詰を行った後、順次蓋スクリーンを取り付けながら天端まで石詰を行わなければならない。						(削除)	



令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
5	1	4	5	6	受注者は、石詰めを行う際に、主構フレーム及びスクリーンに衝撃を与えないようにしなければならない。						(削除)	
5	1	4	5	7	中詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については、第2編材料による。						(削除)	
5	1	4	5	8	受注者は、石詰め完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。						(削除)	
5	1	4	5	9	受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。						(削除)	
5	1	4	6		鋼製バットレスダム本体工 (略)						(削除)	鋼製治山ダム 本体工に統一
5	1	4	7		鋼製スリットダム本体工 (略)						(削除)	鋼製治山ダム 本体工に統一
5	1	4	8		側壁工 側壁工の施工については、本編 第1章 第6節 護岸工の規定による。	5	1	4	6		鋼製側壁工 鋼製側壁工の施工については、本編 第1章 第6節 護岸工の規定による。	用語の統一
5	1	4	9		(略)	5	1	4	7		(略)	繰り上げ
5	1	4	10		(略)	5	1	4	8		(略)	繰り上げ
5	1	4	11		(略)	5	1	4	9		(略)	繰り上げ
5	1	6	6	1	鋼製枠工の施工については、本編1-4-5鋼製枠ダム本体工の規定による。	5	1	6	6	1	鋼製枠工の施工については、本編1-4-5鋼製治山ダム本体工の規定による。	用語修正
5	2	5	7		鋼製枠土留工の施工については、本編1-5-5鋼製枠ダム本体工の規定による。						鋼製枠土留工の施工については、本編1-4-5鋼製治山ダム本体工の規定による。	用語修正
5	4	3	3	4	受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをしまた適時灌水しなければならない。	5	4	3	3	4	受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、また適時灌水しなければならない。	読点
6	1	1	1	6	受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	1	6	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
6	2	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 農林水産省 機械工事共通仕様書 (令和4年3月) 農林水産省 機械工事施工管理基準 (令和3年3月)	6	2	2	1		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 農林水産省 機械工事共通仕様書 (令和5年3月) 農林水産省 機械工事施工管理基準 (令和5年3月)	基準類の改定に伴う修正
6	2	6	5	3	銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。	6	2	6	5	3	銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。	誤植
6	3	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支便覧 (平成31年2月)	6	3	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支便覧 (平成30年12月)	誤植
6	3	7	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	3	7	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	3	12	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	3	12	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	3	13	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	3	13	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	4	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支便覧 (平成31年2月) (後略)	6	4	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支便覧 (平成30年12月) (後略)	誤植
6	4	8	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	8	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	4	13	6	1	支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	13	6	1	支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	4	14	3	1	支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	14	3	1	支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	4	15	3	1	支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3	1	支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
7	1	6	4	2	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とする。	7	1	6	4	2	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質 <b>ポリ</b> 塩化ビニル管とする。	誤植
8	1	2	1	0	(前略) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 日本道路協会 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 道路防雪便覧 (平成26年8月) (平成2年5月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)  日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	1	2	1	0	(前略) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 日本道路協会 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 道路防雪便覧 (平成26年8月) (平成2年5月) 日本建設機械 <b>施工</b> 協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月)  日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	誤植 (補足)日本建設機械化協会は日本建設機械施工協会に2012年改名したが、(防雪編)は現在販売されていないため旧名のままである。
8	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編1-3-6小型標識工、1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、1-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編1-3-6小型標識工、1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、1-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定
8	2	10	1	3	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」、及び第3編1-3-9区画線工の規定によらなければならない。	8	2	10	1	3	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」、及び第3編1-3-9区画線工の規定によらなければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
8	2	10	2	2	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	8	2	10	2	2	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	誤植
8	3	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月) (後略)	8	3	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) (中略) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月) (後略)	誤植 スペース
8	3	4	8	4	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	3	4	8	4	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	3	6	9	6	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	3	4	8	4	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	4	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) (中略) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (令和2年9月)	8	4	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) (中略) 日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	誤植 追加
8	4	4	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	4	4	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
8	5	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) (中略) 建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月) 国土技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	8	5	2	1	0	(前略) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) (中略) 建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月) 国土技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	誤植 スペース スペース
8	5	4	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	5	4	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	5	5	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	5	5	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	5	6	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	5	6	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	5	7	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	5	7	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	5	9	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	5	9	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
8	5	10	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	5	10	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和4年10月版）						新条文（令和5年12月版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
9	1	2	1	0	(前略) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（第4版）（平成25年11月） (中略) 国土交通省 発生土利用基準（平成18年6月） (後略)	9	1	2	1	0	(前略) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（第4版）（平成25年12月） (中略) 国土交通省 発生土利用基準について（平成18年8月） (後略)	誤植
9	3	6	3	1	受注者は、芝生地育成工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <u>うける</u> ものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。	9	3	6	3	1	受注者は、芝生地育成工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <u>受ける</u> ものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。	誤植

令和4年度 農林土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年10月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
9	4	2	1	0	(前略) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(平成25年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(令和元年7月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説(平成20年2月) 都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン(案)(改訂版)(平成27年9月) (中略) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 2009版(平成21年10月) (中略) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成22年1月) インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成19年3月) (中略) 日本道路協会 舗装再生便覧(平成25年12月) (中略) 日本道路協会 防護柵の設置基準の改定について(平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月) (中略) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成19年1月) (中略) 土木学会 舗装標準示方書(平成27年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月) (後略)	9	4	2	1	0	(前略) 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(令和元年7月) 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説(平成29年3月) 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)(平成29年9月) (中略) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 2019版(令和元年9月) (中略) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月) インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成29年3月) (中略) 日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月) (中略) 国土交通省 防護柵の設置基準の改定について(平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧(令和3年3月) (中略) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成8年10月) (中略) 土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定](2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版](平成24年6月) (後略)	誤植
9	4	3	8	10	受注者は、硬質塩化ビニル管類の接合については、硬質塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。	9	4	3	8	10	受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管類の接合については、硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。	誤植



現行(令和4年10月版)

改正(令和5年12月版)

改定理由

**資料-1**  
品質証明実施基準  
1.～4. (略)  
**資料-2**  
5.品質証明書の内容及び実施時期  
受注者は、品質証明の内容及び実施時期を第1編1-1-6「施工計画書(16)その他」に品質証明書(様式27-1)を記載しなければならない。  
6.～7. (略)  
**資料-3**  
様式27-1 品質証明書 (略)

**資料-1**  
品質証明実施基準  
1.～4. (略)  
**資料-2**  
5.品質証明書の内容及び実施時期  
受注者は、品質証明の内容及び実施時期を第1編1-1-6「施工計画書(10)品質証明(計画)」に品質証明書(様式27-1)を記載しなければならない。  
6.～7. (略)  
**資料-3**  
様式27-1 品質証明書 (略)

施工計画書見直しに伴う修正

**資料-4**  
様式27-2 品質証明員通知書

(以下略)

**資料-4**  
様式27-2 品質証明員通知書(補助技術者通知書)

品質証明員通知書  
(補助技術者通知書)

年 月 日

総括監督員 様

(受注者)  
住所  
番号又は名称  
代表者氏名

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した次の工事について、農林土木工事共通仕様書 第1編1-1-24 (第1編1-1-15) に基づき、下記のとおり品質証明員(補助技術者)を定めたので、通知する。

工事名

品質証明員氏名  
(補助技術者氏名)

区分	職名	氏名	(補助技術者資格区分)	
			第7号第2号	第27条第18第1項
品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者
品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者

※品質証明員(補助技術者)、第1編1-1-24(第1編1-1-15)の文字は該当するもののみ記入すること。  
注1) 品質証明員は総括員、職歴及び資格者の写しを添付すること  
注2) 職歴は、10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする  
注3) 補助技術者は資格表区分の空しを添付するものとする。また、資格を業務経験とする場合には工事経験を提出する。経歴書の提出は不要とする。  
注4) (補助技術者資格区分)欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ 若しくは第27条第18第1項 監理技術者 の該当するものを○で囲むこと。

(以下略)

様式(補助技術者通知供用)見直しによる修正

現行(令和4年10月版)

提出様式-1

共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表

種別	提出書類名	資料土木工事共通仕様書	建設工事種別別仕様書
01	図面作成の依頼書	2-1-1-1 図面作成の依頼書	種別4 (建設工事種別別仕様書)とし 専ら図面作成
02	工務書	2-1-1-2 工務書及び工事上の取次書(取次書)	種別4 (建設工事種別別仕様書)
03	工事計画書(表)		
04	工事計画書(裏)		
05	開削・埋戻し・掘削・掘削・埋戻し(表)		
06	掘削・埋戻し	2-1-1-3 掘削・埋戻し	種別4 (建設工事種別別仕様書)
07	掘削・埋戻し(表)		
08	掘削・埋戻し(裏)		
09	掘削・埋戻し(裏)		
10	掘削・埋戻し(裏)		
11	掘削・埋戻し(裏)		
12	掘削・埋戻し(裏)		
13	掘削・埋戻し(裏)		
14	掘削・埋戻し(裏)		
15	掘削・埋戻し(裏)		
16	掘削・埋戻し(裏)		
17	掘削・埋戻し(裏)		
18	掘削・埋戻し(裏)		
19	掘削・埋戻し(裏)		
20	掘削・埋戻し(裏)		
21	掘削・埋戻し(裏)		
22	掘削・埋戻し(裏)		
23	掘削・埋戻し(裏)		
24	掘削・埋戻し(裏)		
25	掘削・埋戻し(裏)		
26	掘削・埋戻し(裏)		
27	掘削・埋戻し(裏)		
28	掘削・埋戻し(裏)		
29	掘削・埋戻し(裏)		
30	掘削・埋戻し(裏)		
31	掘削・埋戻し(裏)		
32	掘削・埋戻し(裏)		
33	掘削・埋戻し(裏)		
34	掘削・埋戻し(裏)		
35	掘削・埋戻し(裏)		
36	掘削・埋戻し(裏)		
37	掘削・埋戻し(裏)		
38	掘削・埋戻し(裏)		
39	掘削・埋戻し(裏)		
40	掘削・埋戻し(裏)		
41	掘削・埋戻し(裏)		
42	掘削・埋戻し(裏)		
43	掘削・埋戻し(裏)		
44	掘削・埋戻し(裏)		
45	掘削・埋戻し(裏)		
46	掘削・埋戻し(裏)		
47	掘削・埋戻し(裏)		
48	掘削・埋戻し(裏)		
49	掘削・埋戻し(裏)		
50	掘削・埋戻し(裏)		
51	掘削・埋戻し(裏)		
52	掘削・埋戻し(裏)		
53	掘削・埋戻し(裏)		
54	掘削・埋戻し(裏)		
55	掘削・埋戻し(裏)		
56	掘削・埋戻し(裏)		
57	掘削・埋戻し(裏)		
58	掘削・埋戻し(裏)		
59	掘削・埋戻し(裏)		
60	掘削・埋戻し(裏)		
61	掘削・埋戻し(裏)		
62	掘削・埋戻し(裏)		
63	掘削・埋戻し(裏)		
64	掘削・埋戻し(裏)		
65	掘削・埋戻し(裏)		
66	掘削・埋戻し(裏)		
67	掘削・埋戻し(裏)		
68	掘削・埋戻し(裏)		
69	掘削・埋戻し(裏)		
70	掘削・埋戻し(裏)		
71	掘削・埋戻し(裏)		
72	掘削・埋戻し(裏)		
73	掘削・埋戻し(裏)		
74	掘削・埋戻し(裏)		
75	掘削・埋戻し(裏)		
76	掘削・埋戻し(裏)		
77	掘削・埋戻し(裏)		
78	掘削・埋戻し(裏)		
79	掘削・埋戻し(裏)		
80	掘削・埋戻し(裏)		
81	掘削・埋戻し(裏)		
82	掘削・埋戻し(裏)		
83	掘削・埋戻し(裏)		
84	掘削・埋戻し(裏)		
85	掘削・埋戻し(裏)		
86	掘削・埋戻し(裏)		
87	掘削・埋戻し(裏)		
88	掘削・埋戻し(裏)		
89	掘削・埋戻し(裏)		
90	掘削・埋戻し(裏)		
91	掘削・埋戻し(裏)		
92	掘削・埋戻し(裏)		
93	掘削・埋戻し(裏)		
94	掘削・埋戻し(裏)		
95	掘削・埋戻し(裏)		
96	掘削・埋戻し(裏)		
97	掘削・埋戻し(裏)		
98	掘削・埋戻し(裏)		
99	掘削・埋戻し(裏)		
100	掘削・埋戻し(裏)		

改正(令和5年12月版)

提出様式-1

資料土木工事共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表

種別	提出書類名	資料土木工事共通仕様書	建設工事種別別仕様書
01	図面作成の依頼書	2-1-1-1 図面作成の依頼書	種別4 (建設工事種別別仕様書)とし 専ら図面作成
02	工務書	2-1-1-2 工務書及び工事上の取次書(取次書)	種別4 (建設工事種別別仕様書)
03	工事計画書(表)		
04	工事計画書(裏)		
05	開削・埋戻し・掘削・掘削・埋戻し(表)		
06	掘削・埋戻し	2-1-1-3 掘削・埋戻し	種別4 (建設工事種別別仕様書)
07	掘削・埋戻し(表)		
08	掘削・埋戻し(裏)		
09	掘削・埋戻し(裏)		
10	掘削・埋戻し(裏)		
11	掘削・埋戻し(裏)		
12	掘削・埋戻し(裏)		
13	掘削・埋戻し(裏)		
14	掘削・埋戻し(裏)		
15	掘削・埋戻し(裏)		
16	掘削・埋戻し(裏)		
17	掘削・埋戻し(裏)		
18	掘削・埋戻し(裏)		
19	掘削・埋戻し(裏)		
20	掘削・埋戻し(裏)		
21	掘削・埋戻し(裏)		
22	掘削・埋戻し(裏)		
23	掘削・埋戻し(裏)		
24	掘削・埋戻し(裏)		
25	掘削・埋戻し(裏)		
26	掘削・埋戻し(裏)		
27	掘削・埋戻し(裏)		
28	掘削・埋戻し(裏)		
29	掘削・埋戻し(裏)		
30	掘削・埋戻し(裏)		
31	掘削・埋戻し(裏)		
32	掘削・埋戻し(裏)		
33	掘削・埋戻し(裏)		
34	掘削・埋戻し(裏)		
35	掘削・埋戻し(裏)		
36	掘削・埋戻し(裏)		
37	掘削・埋戻し(裏)		
38	掘削・埋戻し(裏)		
39	掘削・埋戻し(裏)		
40	掘削・埋戻し(裏)		
41	掘削・埋戻し(裏)		
42	掘削・埋戻し(裏)		
43	掘削・埋戻し(裏)		
44	掘削・埋戻し(裏)		
45	掘削・埋戻し(裏)		
46	掘削・埋戻し(裏)		
47	掘削・埋戻し(裏)		
48	掘削・埋戻し(裏)		
49	掘削・埋戻し(裏)		
50	掘削・埋戻し(裏)		
51	掘削・埋戻し(裏)		
52	掘削・埋戻し(裏)		
53	掘削・埋戻し(裏)		
54	掘削・埋戻し(裏)		
55	掘削・埋戻し(裏)		
56	掘削・埋戻し(裏)		
57	掘削・埋戻し(裏)		
58	掘削・埋戻し(裏)		
59	掘削・埋戻し(裏)		
60	掘削・埋戻し(裏)		
61	掘削・埋戻し(裏)		
62	掘削・埋戻し(裏)		
63	掘削・埋戻し(裏)		
64	掘削・埋戻し(裏)		
65	掘削・埋戻し(裏)		
66	掘削・埋戻し(裏)		
67	掘削・埋戻し(裏)		
68	掘削・埋戻し(裏)		
69	掘削・埋戻し(裏)		
70	掘削・埋戻し(裏)		
71	掘削・埋戻し(裏)		
72	掘削・埋戻し(裏)		
73	掘削・埋戻し(裏)		
74	掘削・埋戻し(裏)		
75	掘削・埋戻し(裏)		
76	掘削・埋戻し(裏)		
77	掘削・埋戻し(裏)		
78	掘削・埋戻し(裏)		
79	掘削・埋戻し(裏)		
80	掘削・埋戻し(裏)		
81	掘削・埋戻し(裏)		
82	掘削・埋戻し(裏)		
83	掘削・埋戻し(裏)		
84	掘削・埋戻し(裏)		
85	掘削・埋戻し(裏)		
86	掘削・埋戻し(裏)		
87	掘削・埋戻し(裏)		
88	掘削・埋戻し(裏)		
89	掘削・埋戻し(裏)		
90	掘削・埋戻し(裏)		
91	掘削・埋戻し(裏)		
92	掘削・埋戻し(裏)		
93	掘削・埋戻し(裏)		
94	掘削・埋戻し(裏)		
95	掘削・埋戻し(裏)		
96	掘削・埋戻し(裏)		
97	掘削・埋戻し(裏)		
98	掘削・埋戻し(裏)		
99	掘削・埋戻し(裏)		
100	掘削・埋戻し(裏)		

改定理由

諸基準の改定や内容見直し及び土木工事共通仕様書と体裁を合わせたことに伴う変更  
一覧表中の赤字は様式内で変更があったものを示す

現行(令和4年10月版)

提出様式-6

施工計画書 (要約)

年 月 日

## 施 工 計 画 書

発注者  
 〇〇〇

受 注 者  
 〇〇〇  
 発注代理人

年度 工事 施工計画書について (要約)

建設省の「土木工事用設計図書 第4編1-1-1」に基づき作成します。

### 目 次

(1)	工事概要	〇
(2)	計画工程表	〇
(3)	現場組織表	〇
(4)	指定機械 (使用機械)	〇
(5)	主要材料・機械	〇
(6)	主要資材	〇
(7)	施工方法 (主要機械、使用資材表、工事用規格外表等)	〇
(8)	施工管理計画	〇
(9)	安全管理	〇
(10)	緊急時の体制及び対応	〇
(11)	交通管理	〇
(12)	環境対策	〇
(13)	現場作業環境の整備	〇
(14)	再生資源の利用の促進と建設資材物の適正な取扱い	〇
(15)	新設工事	〇
(16)	その他	〇

改正(令和5年12月版)

提出様式-6

施工計画書 (要約)

年 月 日

## 施 工 計 画 書

発注者  
 〇〇〇

受 注 者  
 〇〇〇  
 発注代理人

年度 工事 施工計画書について (要約)

建設省の「土木工事用設計図書 第4編1-1-1」に基づき作成します。

### 目 次

(1)	工事概要	〇
(2)	計画工程表	〇
(3)	現場組織表	〇
(4)	指定機械 (使用機械)	〇
(5)	主要材料・機械	〇
(6)	主要資材	〇
(7)	施工方法 (主要機械、使用資材表、工事用規格外表等)	〇
(8)	施工管理計画	〇
(9)	安全管理計画	〇
(10)	品質管理計画	〇
(11)	安全管理	〇
(12)	緊急時の体制及び対応	〇
(13)	交通管理	〇
(14)	環境対策	〇
(15)	現場作業環境の整備	〇
(16)	再生資源の利用の促進と建設資材物の適正な取扱い	〇
(17)	新設工事	〇
(18)	その他	〇

改定理由

施工計画の内容見直しによる修正

現行(令和4年10月版)

提出様式-7

様式第7号 施工体制台帳								
[会社名・事業所名] _____								
[事業所名・階層] _____								
建設業の種別	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日					
	大規模建設一式	第 号	年 月 日					
	大規模建設一式	第 号	年 月 日					
工事名称及び工事内容								
施工開始年月日								
工期	年 月 日	開 始 日	年 月 日					
取組の形態	区分	通	特 別					
	元請契約							
	下請契約							
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	
	事業所 管理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
下請契約								
代表者の 職 名			権限及び専任 率 率 率					
職 名			権限及び専任 率 率 率					
代 理 人 名			権限及び専任 率 率 率					
管理担当者の 氏名(姓・名)	専 門 部 門		権限及び専任 率 率 率					
管理担当者の 氏名(姓・名)	専 門 部 門		権限及び専任 率 率 率					
専 門 部 門 名	専 門 部 門 名		権限及び専任 率 率 率					
専 門 部 門 名	専 門 部 門 名		権限及び専任 率 率 率					
一歩併用契約 外国人労働者の 状況(有無)	有 無	外国人労働者 の雇用の 状況(有無)	有 無	外国人労働者 の雇用の 状況(有無)	有 無	外国人労働者 の雇用の 状況(有無)	有 無	

改正(令和5年12月版)

提出様式-7

様式第7号 施工体制台帳								
[会社名・事業所名] _____								
[事業所名・階層] _____								
建設業の種別	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日					
	大規模建設一式	第 号	年 月 日					
	大規模建設一式	第 号	年 月 日					
工事名称及び工事内容								
施工開始年月日								
工期	年 月 日	開 始 日	年 月 日					
取組の形態	区分	通	特 別					
	元請契約							
	下請契約							
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	
	事業所 管理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
下請契約								
代表者の 職 名			権限及び専任 率 率 率					
職 名			権限及び専任 率 率 率					
代 理 人 名			権限及び専任 率 率 率					
管理担当者の 氏名(姓・名)	専 門 部 門		権限及び専任 率 率 率					
管理担当者の 氏名(姓・名)	専 門 部 門		権限及び専任 率 率 率					
専 門 部 門 名	専 門 部 門 名		権限及び専任 率 率 率					
専 門 部 門 名	専 門 部 門 名		権限及び専任 率 率 率					
一歩併用契約 外国人労働者の 状況(有無)	有 無	外国人労働者 の雇用の 状況(有無)	有 無	外国人労働者 の雇用の 状況(有無)	有 無	外国人労働者 の雇用の 状況(有無)	有 無	

改定理由

諸基準の改定による

現行(令和4年10月版)

提出様式-8

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名		
住所				
工事名称及び工事内容				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名		
主任技術者名	専任 非専任	安全衛生推進者名		
資格内容		雇用管理責任者名		
		専門技術者名		
		資格内容		
		担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	
		外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無	

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

改正(令和5年12月版)

提出様式-8

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名		
住所				
工事名称及び工事内容				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名		
主任技術者名	専任 非専任	安全衛生推進者名		
資格内容		雇用管理責任者名		
		専門技術者名		
		資格内容		
		担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	
		外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無	

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

改定理由

諸基準の改定による

現行(令和4年10月版)

提出様式-9

様式第3号		年 月 日		
<b>再下請負通知書</b>				
直近上位 注文者名 _____		【報告下請負業者】		
		住 所 _____		
		_____		
元請名称・ 事業者ID _____		会社名・ 事業者ID _____		
		代表者名 _____		
《自社に関する事項》				
工事名称 及び 工事内容				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	
建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
監督員名			安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名	
現場代理人名			雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法			専門技術者名	
主任技術者名	専 任 非専任			資 格 内 容
資 格 内 容			担当工事内容	
一号特定技能外 国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事状況 (有無)

改正(令和5年12月版)

提出様式-9

様式第3号		年 月 日		
<b>再下請負通知書</b>				
直近上位 注文者名 _____		【報告下請負業者】		
		住 所 _____		
		_____		
元請名称・ 事業者ID _____		会社名・ 事業者ID _____		
		代表者名 _____		
《自社に関する事項》				
工事名称 及び 工事内容				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	
建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
監督員名			安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法			安全衛生推進者名	
現場代理人名			雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法			専門技術者名	
主任技術者名	専 任 非専任			資 格 内 容
資 格 内 容			担当工事内容	
一号特定技能外 国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事状況 (有無)	有 無	

改定理由

諸基準の改定  
による

現行(令和4年10月版)

提出様式-10

《再下請負関係》					
再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。					
会社名・事業者ID			代表者名		
住所電話番号					
工事名称及び工事内容					
工期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日		
建設業の可許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日		
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名	権限及び意見申出方法		安全衛生責任者名		
	主任技術者名		安全衛生推進者名		
	資格内容		雇用管理責任者名		
主任技術者名	専任 非専任		専門技術者名		
	資格内容		資格内容		
	担当工事内容		担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項) ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)					

改正(令和5年12月版)

提出様式-10

《再下請負関係》					
再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。					
会社名・事業者ID			代表者名		
住所電話番号					
工事名称及び工事内容					
工期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日		
建設業の可許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日		
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名	権限及び意見申出方法		安全衛生責任者名		
	主任技術者名		安全衛生推進者名		
	資格内容		雇用管理責任者名		
主任技術者名	専任 非専任		専門技術者名		
	資格内容		資格内容		
	担当工事内容		担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無		
※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項) ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)					

改定理由

諸基準の改定による





現行(令和4年10月版)

提出様式-14

国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示)

品質証明員通知書  
(補助技術者通知書)

1. 工事名  
 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示)

2. 補助技術者の氏名

区分	職名	氏名	資格区分
品質証明員 (補助技術者)			第7号第2号 第27条第18第1項

国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示)

国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示)

品質証明員通知書  
(補助技術者通知書)

1. 工事名  
 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示)

2. 補助技術者の氏名

区分	職名	氏名	資格区分
品質証明員 (補助技術者)			第7号第2号 第27条第18第1項

国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示) 国土交通省告示第100号(令和4年10月1日告示)

改正(令和5年12月版)

提出様式-14

様式27-2  
 土木工事共通仕様書第3編1-1-9  
 (土木工事共通仕様書第1編1-1-12)  
 ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。

品質証明員通知書  
(補助技術者通知書)

年 月 日

総括監督員 様

(受注者)  
 住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した次の工事について、土木工事共通仕様書 第3編1-1-9 (第1編1-1-12) に基づき、下記のとおり品質証明員(補助技術者)を定めたので、通知する。

工事名

品質証明員氏名  
(補助技術者氏名)

区分	職名	氏名	(補助技術者資格区分)	
			第7号第2号	第27条第18第1項
品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者
品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者

※品質証明員(補助技術者)、第3編1-1-9(第1編1-1-12)の文字は該当するもののみ記入すること。  
 注1) 品質証明員は経歴書、職歴及び資格書の写しを添付すること  
 注2) 職歴は、10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする  
 注3) 補助技術者は資格者証の写しを添付するものとする。また、資格を実務経験とする場合には工事経歴を提出する。経歴書の提出は不要とする。  
 注4) (補助技術者資格区分)欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ 若しくは第27条第18第1項 監理技術者 の該当するものを○で囲むこと。

改定理由

品質証明員様式と共通化し削減

現行(令和4年10月版)

提出様式-20

国土交通省標準仕様書(第1編) 1-1-16

貸与品借用書

令和 年 月 日

様

受注者(住所)  
(氏名)  
(現場代理人氏名)

工事請負契約書第15条第3項(第9項)に基づき、下記のとおり貸与品を借用(返納)する。

記

品目	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件	備考

国土交通省標準仕様書(第1編) 1-1-16

貸与品借用書

令和 年 月 日

様

受注者(住所)  
(氏名)  
(現場代理人氏名)

工事請負契約書第15条第3項(第9項)に基づき、下記のとおり貸与品を借用(返納)する。

記

品目	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件	備考

以降 様式掲載ページ 修正  
現場発生品届 22→21ページ  
～  
搬入・搬出調書 25→24ページ

改正(令和5年12月版)

提出様式-20

土木工事共通仕様書第1編 1-1-16

貸与品借用(返納)書

令和 年 月 日

様

受注者(住所)  
(氏名)  
(現場代理人氏名)

工事請負契約書第15条第3項(第9項)に基づき、下記のとおり貸与品を借用(返納)する。

記

工事名	契約年月日			令和 年 月 日			
品目	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件	備考

備考

- 借用(返納)の文字は該当するもののみ記入すること。
- 第3項(第9項)の文字は該当するもののみ記入すること。

改定理由

国様式との標準化による修正

現行(令和4年10月版)

改正(令和5年12月版)

改定理由

(新設)

提出様式-25

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事事業者等	
作成・更新年月日	工事責任者

土砂の搬出に係る土壌汚染対策等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

諸基準の改定による追加

現行 (令和4年10月版)

提出様式-27

NO.29

建設工事執行規則 様式第13号(第24条関係)(用紙 日本産業規格A4横型)

材 料 検 査 簿

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所

品 種	規 格	設 計 数 量	単 位	検 査 年 月 日	検 査 数 量	合 格 数 量	不 合 格 数 量	累 計 合 計 数	検 印

改正 (令和5年12月版)

提出様式-27

様式第13号(第24条関係)(用紙 日本産業規格A4横型)

材 料 検 査 簿

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所

品 種	規 格	設 計 数 量	単 位	検 査 年 月 日	検 査 数 量	合 格 数 量	不 合 格 数 量	累 計 合 計 数	検 印

改定理由

サイン可能となるよう修正

現行(令和4年10月版)

改正(令和5年12月版)

改定理由

(新設)

編集特記-1

編集特記仕様書を掲載

(別紙)

表-2【農地】当該建設工事に適用する特記仕様書一覧表

	特記仕様書	適用
1	農林土木工事共通仕様書	
2	アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書	
3	再生石灰安定地層上層路盤材特記仕様書	
4	再生石灰安定地層下層路盤材特記仕様書	
5	特記仕様書(ゴム製品等の品質確認)	
6	落石防止装置等の取付けに関する特記仕様書	
7	灌漑設備に関する特記仕様書	
8	運搬車両の処理に関する特記仕様書	
9	平地境界杭特記仕様書	
10	建設現場における快道トイレ設置特記仕様書	
11	熱中症対策に関する現場管理費率の算定に関する特記仕様書	
12	監理タイムマネジメント(農林)特記仕様書	
13	週休2日推進工事特記仕様書(発注者指定型)	
14	道路試験の執行に関する特記仕様書	
15	ICT活用工事(農林土木工事・ICT土工)に関する特記仕様書	
16	ICT活用工事(農林土木工事・ICT舗装工)に関する特記仕様書	
17	建設キャリアアップシステム活用工事特記仕様書	
18	【農地】道幅狭からの労働者確保に関する特記仕様書	

1. この工事に適用する特記仕様書は「適用」欄に○印の記載のあるものである。  
 2. 適用する特記仕様書の内容は発注者から確認するとともに、必要に応じて施工計画書等に反映させるものとする。

※更新先(特記仕様書の編集特記)  
<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyojiki/kensetsuict/1003499/1049993/1047782.html>

※更新先(特記仕様書一覧表(別紙))  
<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyojiki/kensetsuict/1003499/1049993/1047789.html>

3. 本書にないが当該工事に適用する特記仕様書は個々に編さんする。

